

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第四十二号

#### 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する

#### 条例の一部を改正する条例

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「県税の」の下に「課税免除及び」を加える。

第一条中「第六条第二項」を「第六条」に、「第五条第十六項」を「第五条第十五項」に、「同条第四項第五号」を「同条第四項第五号イ」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「県税の」の下に「課税免除及び」を加える。

第二条の見出し中「不均一課税」を「課税免除」に改め、同条第一項中「増設した事業者」の下に「（法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）」を加え、「税率により課税する」を「額を課税しないものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、事業税については当該課税しないこととなった最初の年度から三年度分のものに限る。

第二条第一項第一号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）」を削り、「課する事業税の税率は、県税条例第五十条又は第五十二条の六の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。」を「課すべき事業税の額」に改め、同号イからハまでを削り、同項第二号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「課する不動産取得税の税率は、県税条例第五十八条の規定にかかわらず、次に掲げる取得する不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める率とする。」を「課すべき不動産取得税の額」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「税額の計算」を「額」に改める。

第三条の見出し中「不均一課税」を「課税免除」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「不均一課税」を「課税免除」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「不均一課税」を「課税免除」に改め、「住所」の下に「又は所在地」を加え、同項第二号中「不均

一課税」を「課税免除」に改め、同項第三号中「所在」を「所在地」に改め、同条第二項中「不均一課税」を「課税免除」に改める。

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(不動産取得税の不均一課税)

第四条 公示日から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した事業者(法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業を実施する者に限る。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税は、県条例第五十八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取得する不動産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率により課税する。

一 家屋 百分の〇・四

二 土地 百分の〇・三

2 前項の規定は、同項に規定する事業者が、公害関係法令の規定による届出若しくは報告に関し虚偽の届出若しくは報告をした場合、公害関係法令の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合、公害関係法令の規定による排出基準に適合しないばい煙を排出し、若しくは排水基準に適合しない排水を排出した場合又は公害関係法令の規定による勧告に従わず、若しくは命令に違反した場合には、不動産取得税の額の計算については、適用しない。

3 第一項の規定は、同項に規定する事業者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

(不均一課税の申請)

第五条 前条第一項の規定により不均一課税の適用を受けようとする事業者は、特別償却設備を事業の用に供した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 不均一課税の適用を受けようとする事業者の住所又は所在地及び氏名又は名称

二 不均一課税の適用を受けようとする年度

- 三 新設し、又は増設した特別償却設備の名称及び所在地
- 四 前号の特別償却設備を事業の用に供した年月日
- 五 第三号の特別償却設備に係る固定資産の取得価額

#### 附 則

##### (施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

第二条 この条例による改正後の地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（以下「新条例」という。）第二条及び第三条の規定は、平成三十年六月二十一日以後に地域再生法（平成十七年法律第二十四号。以下「法」という。）第十七条の二第三項の認定を受けた事業者について適用する。

2 新条例第四条及び第五条の規定は、平成三十年四月一日以後に法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者について適用する。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第三条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十二年広島県条例第一号）第二条第三項中「県税の不均一課税」を「県税の課税免除及び不均一課税」に、「第二条第一項の規定により不均一課税」を「第四条第一項の規定により不均一課税」に改める。